

空家等対策の推進に関する特別措置法

- 西日本防災システム

空家等対策の推進に関する
特別措置法

平成26年11月27日 交付

適切な維持、管理が行われていない空き家が、防災上、衛生上、景観上など地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしています。

そのような環境の中、地域住民の生命、身体、財産の保護、生活環境の保全、空家等の活用のために対応が必要となり、制定されました。



空家 等

建築物又はこれに附属する工作物であって、居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着するする物を含む）をいう。

但し、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。 **第2条1項**

特定空家 等

倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態

著しく衛生上有害となるおそれのある状態

適切な管理が行われないうことにより著しく景観を損なっている状態

その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態

にある空家をいう。 **第2条2項**



西日本防災システム
NISHINOHON BOHSAI SYSTEM Co., Ltd
<http://www.nbs119.co.jp/>



弊社top pageへ



空家等対策の推進に関する特別措置法

- 西日本防災システム

空家等対策の推進に関する
特別措置法

施策の概要

国の基本指針の策定 市町村による計画の策定

国土交通大臣及び総務大臣は、空家等に関する施策の基本方針を策定します **第5条**市町村は、国の基本方針に即した空家等対策計画を策定します **第6条** 協議会を設置 **第7条**都道府県は、市町村に対して技術的な助言、市町村相互間の連絡調整等必要な援助をします **第8条**

空家等についての情報収集

市町村長は 法律で規程する限度に於いて、空き家への調査 **第9条**空家等の所有者を把握するために固定資産税情報の内部利用 **第10条** 等が可能市町村は 空家等に関するデータベースの整備等を行うよう努力する **第11条**

空家等及びその敷地の活用

市町村による空家等及びその敷地に関する情報の提供その他これらの活用のための対策の実施 **第13条**

西日本防災システム

NISHINOHON BOHSAI SYSTEM Co., Ltd

<http://www.nbs119.co.jp/>

弊社top pageへ



空家等対策の推進に関する特別措置法

- 西日本防災システム

空家等対策の推進に関する
特別措置法

財政上の措置及び税制上の措置等

市町村が行う空家等対策の円滑な実施のために、国及び地方公共団体による空家等に関する施策の実施に要する費用に対する補助、地方交付税制度の拡充を行う

第15条1項

このほか 今後必要な税制上の措置等を行う

第15条2項

特定空家等に対する措置

特定空き家に対しては、除去、修繕、立木竹の伐採等の措置の助言又は始動、勧告、命令が可能

第14条

平成27年5月26日に 部分を含めてすべて 施行されました



西日本防災システム

NISHINOHON BOHSAI SYSTEM Co., Ltd

<http://www.nbs119.co.jp/>



弊社top pageへ

